

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【公開番号】特開2017-227113(P2017-227113A)

【公開日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-050

【出願番号】特願2017-92731(P2017-92731)

【国際特許分類】

E 04 G 21/32 (2006.01)

G 09 F 19/22 (2006.01)

【F I】

E 04 G 21/32 B

G 09 F 19/22 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月10日(2019.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面とその反対側の背面とを有し、くり抜かれた窓部を有する壁体と、表示画面を有し、前記壁体の背面側に配置されるデジタルサイネージ装置と、前記壁体の背面側に配置され、縦方向に伸びる2本の仮設パイプと、前記2本の仮設パイプの間に配置され、前記2本の仮設パイプに固定される下部架台と、を有し、

前記デジタルサイネージ装置は前記下部架台上に載置され、前記デジタルサイネージ装置の下部は前記下部架台に固定され、

前記デジタルサイネージ装置は前記壁体を正面から見た場合に前記窓部から前記表示画面が見えるように配置されるデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

【請求項2】

前面とその反対側の背面とを有し、くり抜かれた窓部を有する壁体と、表示画面を有し、前記壁体の窓部に嵌め込まれるように配置されるデジタルサイネージ装置と、

前記壁体の背面側に配置され、縦方向に伸びる2本の仮設パイプと、前記2本の仮設パイプの間に配置され、前記2本の仮設パイプに固定される下部架台と、を有し、

前記デジタルサイネージ装置は前記下部架台上に載置され、前記デジタルサイネージ装置の下部は前記下部架台に固定されるデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

【請求項3】

さらに前記2本の仮設パイプの間に配置され、前記2本の仮設パイプに固定される吊材を有し、

前記デジタルサイネージ装置の上部は前記吊材に固定される請求項1又は請求項2に記載のデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

【請求項4】

前記吊材は、横方向に伸びる第1L型アングルと、前記第1L型アングルの両端に取り付けられる第1プレートと、を有し、

前記下部架台は、同じ高さに配置され横方向に互いに並行に伸びる2本の第2L型アングルと、前記2本の第2L型アングルの両端に取り付けられる第2プレートと、を有し、

前記吊材及び前記下部架台は、前記第1プレート及び前記第2プレートが前記仮設パイプにそれぞれ2つのクランプで固定されることにより、前記吊材及び前記下部架台が前記仮設パイプに固定される請求項3に記載のデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

#### 【請求項5】

前記壁体の背面側に配置され、横方向に伸び上に配置される第1布パイプ及び下に配置される第2布パイプを有し、

前記2本の仮設パイプは前記第1及び第2布パイプに固定され、前記窓部は前記2本の仮設パイプと前記第1及び第2布パイプとでできた枠内に配置される請求項1から請求項4のいずれか一項に記載のデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

#### 【請求項6】

前面とその反対側の背面とを有し、くり抜かれた窓部を有する壁体と、

表示画面を有し、前記壁体の背面側に配置され、上部に金属固定金具を有するデジタルサイネージ装置と、

前記壁体の背面側に配置され、横方向に伸び上に配置される第1布パイプ及び下に配置される第2布パイプと、

前記第1布パイプと前記金属固定金具とを連結する連結部と、を有し、

前記デジタルサイネージ装置の上部は前記金属固定金具及び前記連結部で固定され、

前記デジタルサイネージ装置は前記壁体を正面から見た場合に前記窓部から前記表示画面が見えるように配置されるデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

#### 【請求項7】

前記壁体の背面側に配置され、縦方向に伸びる2本の仮設パイプを有し、

前記第1及び第2布パイプは、前記仮設パイプに固定され、前記窓部は前記2本の仮設パイプと前記第1及び第2布パイプとでできた枠内に配置される請求項6に記載のデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

#### 【請求項8】

前記連結部は、縦方向の長さを調整できる長さ調整部を有する請求項6又は請求項7に記載のデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。

#### 【請求項9】

さらに前記第2布パイプに固定される下部架台を有し、

前記デジタルサイネージ装置は前記下部架台上に載置される請求項6から請求項8のいずれか一項に記載のデジタルサイネージ装置を備える仮囲い。